

Weekly Report

第200号

平成25年 1月28日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

25年度税制改正大綱（主な個人関連）

◆個人に影響する主な改正案は

◎所得税の最高税率引上げ(27年～)……課税所得4000万円超について45%の税率を設ける。

◎相続税の基礎控除の見直し(27年～)……相続税の基礎控除を「3000万円+600万円×法定相続人数」に引下げるとともに、最高税率を55%に引上げ。

◎小規模宅地等の特例の拡充(27年～)……居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡までの部分に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地の完全併用を可能とする等の拡充を行う。

◎贈与税の税率構造の見直し(27年～)……最高税率を相続税に合わせる一方で、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は軽減。

◎相続時精算課税制度の拡充(27年～)……贈与者の年齢要件を60歳以上に引下げる。また、受贈者に孫を加える。

◎教育資金の一括贈与に係る非課税措置(25年4月～)……受贈者(30歳未満)の教育資金に充てるため直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合、1500万円(学校等以外の者に支払われる金

銭は500万円を限度)まで贈与税が非課税。

◎住宅ローン減税の拡充(26年～)……29年末まで延長し、26年4月以降に認定住宅を取得した場合の最大控除額を500万円、それ以外の住宅は400万円に引上げる。なお、震災被災者が再建住宅を取得等する場合には、最大控除額を600万円に引上げ。

◎上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率の廃止……25年12月末で廃止され、26年から税率20%に。

確定申告が必要な方、すれば戻る方

個人事業者や毎年確定申告をしている方には、税務署から用紙等が届くので確認をしてください。

その他、*給与収入が2千万円を超える、*給与収入以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える、*給与を2カ所以上から貰っている、*同族会社の役員やその家族などで、給与のほかに貸付金の利子や店舗・工場などの賃貸料などの支払いを受けた方などは確定申告が必要です。

また、医療費・雑損・寄附金控除および住宅借入金等特別控除(初回のみ)などがあれば確定申告をすることで税金が還付されますので、従業員の方にもお知らせください。

なお、還付申告は2月15日以前でも行えます。

連鎖倒産を防ぐ倒産防止共済

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)は、取引先の倒産により回収困難となった売掛金債権の額と、掛金総額の10倍(限度額8千万円)のいずれか少ない額の範囲内で貸付けを行う制度です。

掛金の積立上限は800万円で、掛金月額の上限額が20万円です。なお、掛金は全額損金(必要経費)に算入できます。

★法定調書・給与支払報告書・固定資産税の償却資産に関する申告書の提出期限は1月31日(木)。